

○あきる野市心身障害者通所授産施設条例

平成7年9月1日 条例第85号

(設置)

第1条 心身障害者の自立更生に必要な指導及び訓練を行うため、あきる野市心身障害者通所授産施設（以下「授産施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 授産施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 五日市希望の家

位置 あきる野市五日市374番地5

(業務)

第3条 授産施設は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 社会的自立の促進に必要な授産指導に関すること。
- (2) 集団生活への適応訓練に関すること。
- (3) その他心身障害者の福祉の増進に関すること。

(休所日)

第4条 授産施設の休所日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休所日を定めることができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(開所時間)

第5条 授産施設の開所時間は、午前9時から午後4時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(利用対象)

第6条 授産施設を利用できる者は、原則として18歳以上の市内に居住する在宅の心身障害者で、通所による授産指導になじむものとする。

(利用人員)

第7条 授産施設の利用人員は、8人以上19人以下とする。

(利用の承認)

第8条 授産施設を利用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

(利用の制限)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、授産施設の利用を制限し、又は利用の承認を取り消すことができる。

- (1) 管理上支障があると認めるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、不相当と認めるとき。

(授産施設の管理)

第10条 授産施設の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第11条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条各号に規定する業務に関すること。
- (2) 授産施設の維持管理に関すること。

(指定管理者の指定の手続等)

第12条 指定管理者の指定の手続等については、あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年あきる野市条例第2号）の定めるところによる。

2 第10条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、第4条ただし書及び第5条ただし書中「市長が特に必要と認めるとき」とあるのは「指定管理者が市長の承認を得たとき」と、第9条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成7年9月1日から施行する。

附 則（平成12年条例第65号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年条例第21号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第4条中「市長が別に」を「規則で」に改め、同条を第13条とし、第3条の次に9条を加える改正規定（第12条第1項に係る部分に限る。）は、公布の日から施行する。